

令和4年12月第15回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年12月16日(金)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 川村 勝彦
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1.	議案第 81号	本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2.	議案第 82号	本山町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3.	議案第 83号	現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4.	議案第 84号	本山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条

例

- 日程第 5. 議案第 85号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6. 議案第 86号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7. 議案第 87号 本山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8. 議案第 88号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9. 議案第 89号 本山町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10. 議案第 90号 本山町職員の再任用に関する条例の廃止について
- 日程第 11. 議案第 91号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 12. 議案第 92号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 13. 議案第 93号 本山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14. 議案第 94号 本山町税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例
- 日程第 15. 議案第 95号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 16. 議案第 96号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第 17. 議案第 97号 本山町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 18. 議案第 98号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 19. 議案第 99号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 20. 議案第 100号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 21. 議案第 101号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 22. 議案第 102号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 23. 議案第 103号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 24. 認定第 2号 令和3年度本山町歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25. 議案第 104号 工事請負契約の変更について
- 日程第 26. 議案第 105号 物件供給契約の変更について
- 日程第 27. 同意第 7号 本山町教育委員会委員の任命について
- 日程第 28. 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第 29. 発議第 8 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）

日程第 30. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 31. 議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

議事に入る前に、9番、吉川裕三君より発言を求められておりますので、発言を許します。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）昨日の私の一般質問の中で、地方自治の根幹である二元代表制を無視する者に対しましては、議会議員になる資格がないという発言につきまして、議会議員また首長につきましては、住民の投票によって決まるべきものでありますので、その部分について取消しをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）ただいま、9番、吉川議員により、昨日の一般質問における発言の中、そのような人が議員になるべきではないというようなところについては、不穏当な発言であるということで取消しの申出がありますが、これを取り消すことに議長としては許可をしたいと思います。そういうことでご了承をお願いします。

それでは、議事に入ります。

~~~~~

日程第 1. 議案第 81 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2. 議案第 82 号 本山町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3. 議案第 83 号 現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4. 議案第 84 号 本山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5. 議案第 85 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6. 議案第 86 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7. 議案第 87 号 本山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8. 議案第 88 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例

日程第 9. 議案第 89 号 本山町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10. 議案第 90 号 本山町職員の再任用に関する条例の廃止について

○議長（岩本誠生君）日程第 1、議案第 81 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 2、議案第 82 号 本山町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 83 号 現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 84 号 本山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 85 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 86 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 87 号 本山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 88 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 9、議案第 89 号 本山町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 90 号 本山町職員の再任用に関する条例の廃止について、以上 10 議案を一括上程をいたします。補足説明を許します。順次説明をお願いします。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑につきましては、事前にある程度の学習を皆さんされていると思いますので、質疑のある議案名を発していただいて質疑をしていただきたいと思います。81 号から 90 号までありますので、お目通しをいただいて、質疑のある方は質疑をしてください。

9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）議案の、特に番号ということではないんですが、1 点お伺いいたします。

この 10 年かけて、定年を 65 歳まで延長する過程において、本山町の各町長部局の定数、病院部局の定数というのがあると思いますが、その定数の以内に収めるのであって、例えば、新規採用が採れないなんていう年が発生するのかどうか、着実に職員の採用人数は同じような感じ、ずっと年齢構成が順当にいくのかどうか、その点について 1 点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この定年延長になりますことによりまして、定数の見直しは当然今のところ考えておりませんけれども、この延長分も定数内でございますので、その退職者の補充とか、そういう

う形での職員数は補充をしてまいりますけれども、5年間の中でどれぐらいの人数かによりまして、私の考えでは毎年一定数の職員は採用できるぐらいの隙間はあるんだろうというふうには考えております。定員いっぱい、それ以上になるということには、私の考えではならないであろうというふうに思っております。

ただ、今現在、職員数が非常に少のうございますので、計画的に職員の採用については行っていきたいと。ただ、いっぱいいっぱいになって翌年の採用はなしという年度が発生するところまでは見込んでおりません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）本町の場合は、もう既に再任用の職員の方がいらっしゃいまして、その方々が順番に定年するというのでありますが、例えば、考えますに隣町の場合は、もう60歳定年でぱんといっている隣町がございますけれども、そういうところは逆に定年が延長することで、新規採用ができなくなるのではないかなとふうな危惧がございます、本町の場合は大丈夫だということで、以上、質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）町長の説明もありましたけれども、今回の定年の引上げに当たりましては、パンフレットでも説明し、条例にもあります定年前の、60歳になる前の年に本人の意思確認をするということになっております。その意思確認の際に、60歳以降に勤めるのか、あるいは60歳以降勤めても定数外になる定年前短時間勤務職員になる場合もありますので、その1年前の意思確認の際、そのときの職員状態を確認をして、採用とか、あと全体の運営を考えていくということになってこようと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）1点お尋ねをいたします。議案第88号でございます。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例、この中で、文言で、公益的法人等というのは、どういうものが想定されるのか、お教えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）本山町で申し上げましたら、農業公社が該当するということになります。

○議長（岩本誠生君）社協は。

○総務課長（田岡学君）失礼しました。社協も該当いたします。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）全体的にどうか、定年延長、どれぐらいせられる、いや、定年延

長……

○議長（岩本誠生君）マスクをちょっと外してください。ちょっと聞き取りにくい。

○8番（大石教政君）外して構わない。

○議長（岩本誠生君）はい。

○8番（大石教政君）本人の希望で定年延長できるということですが、本町なんかも従前にある調査というか、定めておるんか、相当、やはり60歳で辞めた場合と、65歳までいた場合、給料等の影響とか、どのように変わってくるのか。

○議長（岩本誠生君）それを定めるのがこの条例です。

○8番（大石教政君）どれぐらい影響が出てくるように捉えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）先般の協議会でも説明はさせていただきましたけれども、今回の条例は来年4月1日から適用しますけれども、今回12月で改正をしておきまして、対象となる職員の方は本庁舎にはおりませんが、嶺北中央病院でお二方おいでます。そのお二方の意思確認を来年1月から3月までの間にする必要がありますので、今回、12月でこの条例を改正し、情報提供と60歳以降どういうふうな勤め方をされますかということをするために、今回、条例を制定をいたします。そのときに、ご本人の意思確認の中で、退職する、あるいは勤める、勤め方もフルタイムで勤めるのか、短時間で勤めるかという意思確認をして、60歳以降の働き方を定めるものであります。

給与等につきましては、その際にも説明しましたとおり、60歳以降はどうしても制度上、給料が7割になりますのと、役職の方は降任をするということになります。降任をするようなのは、基本ですけれども、特例というものを設けておりまして、どうしても管理職がない場合については、60歳以後も務めますけれども、その際も、給与は現在の再任用と同じように7割になるということが説明をしたとおりであります。

あと、退職手当等につきましては、60歳までの退職手当はそのとおり、勤めておる年数で計算をし、60歳以後も勤めた年数で7割減になりますけれども、その分の退職手当は支給するというので、60歳以降勤める場合、60歳までの給与は保障はされませんが、一定、調整額等をして、保障はされるという内容にはなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）この説明用のパンフレットのことでちょっとお聞きします。8ページ目、特例任用1、特例任用2の事例が挙がっていますが、特例任用1の場合、給料7割措置の適用除外という項目が一番下に入っています。この対象になるというふうにお考えのポジションというのはどの程度ありますか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）このパンフレットの部分ですけれども、特例任用1、特例任用2、

基本的に60歳になったら、役職の定年ということで定年にならざるを得ません。ただ、業務を運営していく中で、どうしても必要やむを得ず、そのときの任命権者が判断をして、60歳以後も役職で置かざるを得ない状況も出てくるというのが、この特例任用になってきます。特例任用1というのは、書いてありますとおり、職務の遂行上、特別な事情や職務上の特性から降任によって、その業務が著しく停滞をするという場合に対象とするもので、それは判断は任命権者が判断するということになります。

特例任用2につきましては、降任によって欠員が生じて、管理職の方がどうしてもいないという場合、現在も今再任用で管理職でおいでの方がおりますけれども、こういった事象の場合は特例任用2を使うことになります。この場合は、現在の再任用者と同じく管理職であっても給料は7割になるというものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

これより議案第81号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第81号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第81号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第81号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第82号 本山町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第82号 本山町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第82号 本山町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第82号 本山町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第83号 現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありますか。なしと認めます。

議案第 8 3 号 現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 8 3 号 現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第 8 3 号 現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 8 4 号 本山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第 8 4 号 本山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 8 4 号 本山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第 8 4 号 本山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 8 5 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第 8 5 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 8 5 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第 8 5 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 8 6 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第 8 6 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採



決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 86 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第 86 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第 87 号 本山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第 87 号 本山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 87 号 本山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第 87 号 本山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 88 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第 88 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 88 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第 88 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第 89 号 本山町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第 89 号 本山町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 89 号 本山町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第89号 本山町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第90号 本山町職員の再任用に関する条例の廃止についての討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第90号 本山町職員の再任用に関する条例の廃止についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第90号 本山町職員の再任用に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第90号 本山町職員の再任用に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11. 議案第91号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第12. 議案第92号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第13. 議案第93号 本山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第14. 議案第94号 本山町税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する
条例

日程第15. 議案第95号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例

日程第16. 議案第96号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例

日程第17. 議案第97号 本山町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第11、議案第91号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第92号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第93号 本山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第94号 本山町税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第95号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第96号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第97号 本山町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、以上7議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。順次説明をお願いします。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

- 総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）
- 議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。
- 建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）
- 議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。
- 教育長（大西千之君）（別紙のとおり補足説明）
- 議長（岩本誠生君）ここで暫時休憩します。

休憩 9：52

再開 9：56

- 議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き、会議を開きます。
補足説明を続けます。
病院事務長、佐古田敦子さん。
- 病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）
- 議長（岩本誠生君）全般にわたって、住民生活課長、大石博史君。
- 住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）
- 議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
8番、大石教政君。
- 8番（大石教政君）QRコードで……。
- 議長（岩本誠生君）全般ですか。
- 8番（大石教政君）全般。
- 議長（岩本誠生君）全般。
- 8番（大石教政君）はい。

非常に支払いも便利になっていると思われませんが、やはり今コロナ禍等で非常に生活が厳しい中、なかなか期日までに払うのも難しい人も増えてくるのではないかと思います。やっぱり住民の方の生活とか、よくやっぱり対話しながら期日までに払ってもらえるような仕組みが大事ではないかと思えます。

- 議長（岩本誠生君）それはご意見だと思います。質疑を。
- 8番（大石教政君）それで、病院のほう支払い日が5日だったのが、今度、期日が定められた日となっていますが、これは末で締めて、5日以内に支払いなのか、まだ日にちを書いていないので分かりにくいのですが、お伺いします。
- 議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。
- 病院事務長（佐古田敦子君）支払いに関しましては、継続して入院される患者さんの取扱いが今回該当ということなんですけれども、短期間入院された方は、その退院したときにすぐ請求はかけております。ただ、今、いわれた月末締めの場合には、取りあえず月額

締めでレセプトを締めます。それから、レセプトの計算を行って、10日に期日が、国保連合会とか支払い基金とかに10日までに請求をかけます。その時点できちんとした精算ができますので、それから約5日ぐらいの間には患者さんのほうに請求書をお配りするという状況にあります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）督促手数料を廃止するというのは大変よいことだと思うのですが、過去の督促件数、滞納されている件数とか、滞納を解消するための努力というのは、どのようにされていますか。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）先般8日の日に決算委員会が開かれました。そのときに使いました資料をご覧になっていただければ、各税目、各使用料等の滞納者の状況、件数と人数、額について表示されております。

町に対する未収金であります。やはりきめ細かな納税相談を行いながら、徴収に努めております。また、町税にいたりましては、共同運営しております租税管理機構におきまして強力な滞納処分をしておる状況であります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案第91号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第91号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第91号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第91号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第92号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第92号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第92号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第92号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第93号 本山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第93号 本山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第93号 本山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第93号 本山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第94号 本山町税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第94号 本山町税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第94号 本山町税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第94号 本山町税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第95号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第95号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第95号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

したがって、議案第95号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第96号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の討論を行います。
討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第96号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第96号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第96号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第97号 本山町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

議案第97号 本山町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第97号 本山町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

したがって、議案第97号 本山町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、15分休憩します。

休憩 10:10

再開 10:25

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第18. 議案第98号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（岩本誠生君）日程第18、議案第98号 日程第令和4年度本山町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明終わります。

これより、逐条質疑を行います。総括質疑は逐条質疑が終わってから総括質疑を受けますので、逐条質疑を先に行います。

歳入13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

14款国庫支出金について質疑はありませんか。

15款県支出金について質疑はありませんか。

16款財産収入について質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）ポンプ車の売却ということですが、これはネットオークションみたいな、いろんな販売とかの売払い方法あると思いますが、どういうふうなことを考えておられるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）この100万円の設定根拠につきましては、官公庁のオークションを参考にしております。そういったものも用いたいと思いますし、広く公募、公募といいますか、公売の手続を取って売却に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）非常にオープンカータイプになっていて、希少価値もあると思われるので、できるだけ町の財産に寄与するように努めてほしいと思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに16款財産収入について質疑はありませんか。

次にいきます。

18款繰入金について質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）お伺いします。この弁済基金の繰入金1億1,342万円は、保健福祉センターの現在借りている2.1%の金利のものを償還したというふうなことでございますが、通常この減債基金を取り崩して借金を返すのはよろしいのですか、2.1%も高いと思いますが、普通、それ金利が得したというのは、2.1%より安い、例えばお金を借りてきて返したのがメリットがあって、手元の現金を取り崩すというのはいかがなものかと思いますが、その点、どういうお考えかお伺いいたします。

例えば、国から有利な起債で0.8%か0.5%ぐらいでお金を借りてきて、2.1%の金利を払ったら、その金利分のメリットが出ますけれども、手持ちの現金を取り崩すというのは今後様々な償還があると思いますが、その点についてのお考えをお聞かせ願えたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）一定論議もいたしましたけれども、現時点では高い利率のものを返して、また借入れをいたしますと、当然公債費にも影響いたしますので、今後増大する公債費を抑制していくという目的のためで、手持ちで用意できるお金で償還をするという考えに至ったところであります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）さっきのたしか執行部の発言で、この保健福祉センターの業務を、

今後、新庁舎が完成後は嶺北中央病院に移管する、そのために負債を早めに償還していくという考え方でよろしいかどうか、再度確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）そのとおりであります。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

18款繰入金について質疑はほかにありませんか。

では、次に進みます。

20款諸収入について質疑はありませんか。

21款町債について質疑はありませんか。

次、歳出に移ります。

歳出1款議会費について質疑はありませんか。

2款総務費について質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）総務費の中の一般管理費の先ほど説明していただきました弁護士費用の49万5,000円の該当する地方自治法の法令について再度確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員ご質問にお答えいたします。

今回、該当します243条第3項は、れいほく地域振興株式会社の決算報告が29年度以降提出をされていないというものについて、その内容が適切ではないのではないかということから訴訟がありましたので、それに応訴するという対応でございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）じゃ、243条の3の財産状況の公表に関して弁護士に委託をした費用だということで了解してよろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）訴えの内容の詳細までは申し上げられませんけれども、手続上、その嶺北地域振興株式会社からの決算をきちんと議会に報告する義務を怠ったのではないかという内容の訴訟であります。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ページ数が15ページで、説明のところの69で、町なかの活性化推進事業に対して委員報酬とあります、15万、それは何名かと、どんなふうなのですか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。



○政策企画課長（中西一洋君）中山議員の委員報酬のところの説明をさせていただきます。

現在、町なか活性委員会委員としては18名の委員がおります。10月から毎月1回程度委員会を開催しておりまして、その委員報酬の部分で不足が生じたため、その部分の補正とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに2款総務費ありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）15ページの説明の68にサステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業、いろいろマイナス等々出ておりますが、このサステナブルということは、どういう事業なのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）15ページ、説明68のサステナブル観光コンテンツ強化モデル事業、本町におけます地域資源を活用した観光庁の実証事業の中で、本山町に関しては教育旅行というところのメニューで本年度採択いただいております。6月補正において、1,300万あたりの定額の支援というか、補助を頂いてやってきたところなんです。主にはこれまでバス代等の委託費などを計上して、その学校等に来ていただくような費用等充てていく予定でございましたが、主立ってそのバス代等には、なかなかこれ計上、そのバス代に充てるということは、ちょっとこの事業では難しかったもので、観光事業者らに委託するというようなものに、ちょっと今回補正をし直しております。

また、全体的には、幾つかのモニターツアー的なものを実施すること、一つ、大きくそれがあります。二つ目としては、イベントの開催ということで、フレンドフェアのほうも開催しております。その中で、ツアーの中の学校関係、旅行会社さんに来ていただいたの評価、分析ということでアンケート調査を行いました。

また、ガイドの養成講座ということで、本山にある地域資源の活用ということで、天体のこともありますが、棚田の活用だったり、林業の間伐体験からグリーンフットワークなどの、集落活動センターのメニューとしてやってきているものを一つの新たな体験メニューでできないかということで、幾つかの講座を考えておりました。結果的に幾つか講座が全てできなかったもので、今回、減額しております。

もう一つ、旅行会社等に本町含め、本山町の魅力を、営業活動というものを改革しておりましたが、今回、ちょっとなかなか出が合わず、減額しております。

その代わりではないですが、本年度やってきた事業におきまして、広告を打ったりとか、今まで実証してきたものをガイドブック、パンフレットなどを製作して、本年度の事業を終了したいと考えております。

本事業におきましては、1月末で終了となっております。今回、12月補正で予算を組み替えて、最終精査に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）教育旅行、非常にいい取組と思います。やっぱり教育旅行で来てくれて、また、社会に巣立ってもまた来てくれる。この教育旅行、民泊とか、宿泊等にもつなげていくと、またいいんじゃないかと思われませんが、この教育旅行にはそういう宿泊なんかもメニュー入っておったのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）今回のツアーの中では、主立っては体験のプログラムというものを造成するために、その費用の一部を充ててきた中身となっております。ただ、今、アウトドアビレッジ本山のコテージの宿泊、また団体等の宿泊等がありますが、それ以外にも汗美川さんの宿泊もありまして、今後、その今回旅行会社を呼んでおります。旅行会社を呼んでもらって、本山のアウトドアビレッジ、コテージだけではない汗美川さんに宿泊してもらったりとか、そういったちょっと今後大きな学校だけではなくて、小規模というか、1クラス台でも宿泊できるような、宿泊しながら体験をいただくようなコンテンツとか、メニューづくりをちょっと進めてきております。

幾つかは、幾つかのツアーの中ではそういった費用を一部計上しながら、モニタリングをさせていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）分かりましたか。

ほかに、2款総務費ありますか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）15ページ、6目企画費で説明の欄でいきますと58番のアウトドア拠点施設運営管理修繕料ということが載っていますが、この修繕のどういうところを修繕されるのかという説明を求めたいと思います。

それから、もう一つは70番の新庁舎落成記念式典事業、これはどのような計画をされているのかということについて、説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。簡潔に答弁を求めます。

○政策企画課長（中西一洋君）58のアウトドア拠点施設運営管理費につきましては、コテージのエアコンの修繕となっております。それから、70の式典については、すみません、総務課長のほうで。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）永野議員のご質問にお答えします。

新庁舎落成記念式典につきましては、行政報告でもご案内いたしました3月25日の開催に向けて準備を進めております。これまでの町の関係者でありますとか、町内の官公庁の方々にご案内をして、神事、そして落成の式典をする予定であります。本庁舎では、餅投げもできたらというふうに考えておりますし、その後の会場は移すこととなりますけれ

ども、記念祝賀会も今のところ予定をしておるところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

次へ進みます。

3 款民生費について質疑はありませんか。

4 款衛生費について質疑はありませんか。

5 款農林水産業費について質疑はありませんか。

7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合君） ページ数は23ページ、23ページの国土調査費の中で、備考、説明のところ51ですけれども、この国調に出ている職員で人件費が531万になっているんですけれども、これは多分令和4年度で実施するということだったと思うんですけれども、これができなかったということなんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

国土調査費のほうですが、これは人件費のほうになっています。これ、4年度当初には職員の異動とかが分かる前に、前回の体制で組んでおりましたので、4年度になって、職員の人数とか、役職の高いもの、低いものということで差額が発生していますので、その分の減額です。職員給与とか手当の分になっていますので、1名減になっていますので、その分もあります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君）23ページの説明の10に畜産業費で、畜産農家生産安定支援事業、飼料費がマイナス139万2,000円になっておりますが、ちょっと説明をお願いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

畜産農家生産安定支援事業ということで、これはコロナ交付金を活用いたしまして、本年度新規ということで、内容は肉用牛が子牛を産んだ際に、その後、母牛のほうに3か月間、濃厚飼料を畜産農家さんのほうに無償で飼料を与えまして、次の子牛を産むのを期間を早くするために、そういう3か月間の飼料代を補助する事業であります。この間、事業を予算を確保して、推奨して、実施してきましたが、生まれる頭数が少なかった等の要因によりまして、申請数が少なくて、今回、減額をさせていただくものであります。

以上、説明をさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君）減額した分は、その母牛への飼料以外にはやっぱり使えないかお伺

いします。今、やっぱり畜産農家、非常に飼料高騰で大変なときと思われませんが、その母牛以外には、やっぱり用途目的外になるのか、同じ牛でも、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。

今回、事業の内容、補助要綱が、先ほど言ったような出産後の母牛に対するそういう支援策ということで、コロナの事業計画も認められておりますし、補助要綱もそうっておりますので、本事業については、それ以外にはちょっと用途は使えないということであります。

それ以外の畜産の飼料代については、9月補正のほうでやっていただいた現在実施中の飼料代補助事業のほうで一定カバーしておるということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

次へ進めます。

6款商工費について質疑はありませんか。

7款土木費について質疑はありませんか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）26ページ、2項道路橋梁費、2目道路維持費なんですが、説明の事項欄の1の町道維持管理費で草刈り業務委託料が110万マイナスになっているんですけども、これは委託先をやめたということなんですか、このマイナス110になった要因について、ちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）この草刈り業務の委託料ですが、これは町道の中で例えば、シルバー人材センターへお願いしたりとか、地元の皆さんにお手伝いいただいているところなどがありましたけれども、今回、集落支援員のほうでできるということで、業務の中、一環として取り入れましたので、実際、今も依頼、委託をしてやっていただいていたところを草刈りしている場所もありますので、減額をしておるところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）そうすると、今まで委託しているところ、例えば、地域でやっているグループ、それから建設業者とかいろいろあるわけですけども、特に地域で、できなくなったら別ですけども、地域の収入源としてやっているようなところもあると思うのですが、今回、削られたところは全体のどれぐらい、そして、地域でやっていたところは、キャンセルにしたところはあるんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）ちょっと今まで、パーセント、どのくらいというのがちょっと

全体をちょっと確認といえますか、ないのですが、集落支援員さんが入ったのは11月以降ですので、夏場の間の作業、シルバーさんに頼んだりとか、重機がないとちょっとできないようなところで、業者さんに頼んだりとか、重機を使える方が地元において、重機を使って作業をしていただいたり、そういうところは11月以前には何か所かやっていたのではあります。

金額的なのはちょっと把握、全体を、すみません、今すぐ言えません、分かりませんが、半分ぐらいはあるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）すみません、そうすると実務がほとんどない状態で減額というのはちょっと理解できないのですが、というのは、多分、年間で何回とかいうふうな形で今までは委託していたと思うのですけれども、逆に言うと、冬場はまず草刈りとか、ないはずなので、このマイナスというのは、春、3月までに刈れる回数の該当の箇所なんですか。もう3回目なんで、これちょっと説明願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）休憩しましょうか。休憩要る。答えられますか。

暫時休憩します。

休憩 11:08

再開 11:10

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）これから、今回補正している分を、町道シンデンヤマ線と本山南部線、これについて作業を行っていただくというのと、あと、委託で当初に組んでいた金額、シルバーさんとかに頼む部分についても、減額になったりとか、委託しようとして予算のほうを組んでいましたけれども、若干、職員でやったりとかいうところもありましたので、その余った分の減額となっています。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）同じく、説明の26ページの説明の3ですが、道路維持管理費工事請負費が350万ありますが、内容と場所なんか分かりましたらお聞きします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

道路維持管理の中の工事請負費、350万につきましては、松島用地の河川管理道の舗

装を予定しております。アスファルト舗装で350メートルで、2メートル幅を予定をしておるところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。ほかにありませんか。

土木費。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ページ数27ページ、2目住宅建設費の社会資本整備総合交付金事業というのは、改良住宅の取壊し作業ができなかったための減額と聞いておりますが、この社会資本整備総合交付金事業のこの減額をしたという、申し出る上級官庁について、どちらかちょっとお伺いしたいんですが、お願いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）高知県住宅課であります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）このさっきの更新住宅のたしか建て替え完了報告は、四国地方整備局に出されていたと認識しておりますが、この取壊しと建設と、これは一連の、一体の工事だと認識しておりますが、届け出る場合の官庁というのは違うんでしょうか。それと、この減額した場合、次にいざ取壊しとなるときには、予算措置は与えられるものかどうかについて2問目お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）高知県住宅課を通じて、国の地方整備局に出されるという内容になっております。今回、減額をいたしまして、来年度、取壊しの事業できるように進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それならば、更新住宅の建設の場合もそういう手続で同じようにできるのではないかについて、3問目お伺いしますがいかがでしょうか。仮にできないのであれば、できない理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）建設の申請につきましても、現在、庁内で検討しておりますというお答えにさせていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに、土木費ありませんか。

ないようですので、次に進みます。

8款消防費について質疑ありませんか。消防費。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）消防費の中で、5目に災害対策費とあって27ページ、説明に災害対策費とありますが、ここに工事等もありますが、これはどういう工事等なのかお伺いし

ます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご質問にお答えいたします。

工事請負費41万3,000円につきましては、汗見川のヘリポートの区画線の修繕工事の費用であります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに消防費ありませんか。

では、次、進みます。

9款教育費について質疑はありませんか。

10款災害復旧費について質疑はありませんか。

12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑はなしと認めます。

続きまして、第2表繰越明許費補正について質疑はありませんか。

なしと認めます。

続いて、第3表地方債補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

以上で逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を許します。

補正予算に対して総括質疑はありませんか。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）少し議長に確認したいんですが、災害復旧について、過年度債についてちょっとお尋ねしたいんですが、お許しいただけますか。

○議長（岩本誠生君）どうぞ。

○6番（上地信男君）若干、過年度債についてお伺いさせていただきます。

西日本豪雨の場所でございます。栗ノ木川の上流、今の国土交通省、特定緊急砂防事業で整備局のほうで大きな堰堤を入れておる。それから下が、本来は町で災害復旧しなければならぬ河川債。そこの1年たしか前1回、私が令和元年9月議会で若干一般質問しました。そのときは、コナノナロ谷というようなことで、地区名を特定してのお話をさせてもらいました。そこがそのままにまだなっているんですが、今後、いつ頃の復旧になるのか、詳細分かればお教えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

復旧工事になかなか入札で落札しないということで遅れておりました、現在も災害のほうでは、事業費が出ないような状態になっております。そのため、有利な補助、起債等を検討をずっとしてきております。防災砂防課、河川課などに協議をしておりました、補助

事業があったんですけれども、なかなかハードルが高いということで、ちょっと断念をしておりましたが、起債のほうで何とかできないかということに言われております。できましたら、当初に予算等で検討して、何とか災害の復旧ができないままになっていますので、できる方法で進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）たしか災害で採択されておった場所だと思います。今のご答弁お聞きしていましたが、被災の話も若干していましたが有利な財源確保してとか、当然、災害も100%の補助率がないので、起債もお使いになるとは思いますが、何か災害復旧ではないようなお話をされておったような、事業をやるに当たって工事、災害復旧ではないんでしょうか。その確認でございます。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）災害復旧の期限内では落札がなく、今、いわゆる通常の災害復旧事業ではない状態になっております。そのため、ほかの補助や起債を検討してやっておるといったところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）3回目ですね。

○議長（岩本誠生君）はい。

○6番（上地信男君）そうしたら、かなり時間もたっています。当然、その被災の場所は人家の横です。毎日、そういう環境の中で生活しております。そして以前にも一般質問したときに、河川の横には墓地がありましたね。墓地が流出して、石碑が回収したんですが、全部は回収されていなく、そのまま回収したのを積み上げて置いています。

これどうなんでしょうね、いつになるかというのはきちんとその関係者にご説明をしているのか。やっぱり毎日、そこで生活なさっている方には丁寧な説明、今、こういうことでこうなります。例えば、入札の不調であれば、その事実。そして、先ほど建設課長がおっしゃいました来年度予算で措置するような、提案するようなお話でしたね。仮にそういうことがお話出ているのであれば、きちんと丁寧な説明をしてあげるべきではないでしょうか。

せんだって、私、ちょっと縁あってお訪ねしたときに、一体、いつになったらここはできるんだろうと言われて、私も当然できているかなと思って、場所見させてもらったんですが、全然手つかずで土のう積んだだけ、そこで毎日その被災地を見て生活されるご心中察したら、何とかこれ丁寧な説明をして、時期的なものを早急に講じていただきたい。これは強く要望しておきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）建設課長、どうするかを答弁。



建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）早急に地元のほうにもお話できるようにして、丁寧な説明ということでさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。必ず番号を言うてください。

○5番（白石伸一君）建設課長にお聞きします。

入札が不調であったということ度々答弁の中に入れてはいますか。なぜ、入札が不調になるのでしょうか。例えば、入札に対するこちらの見積金額が低いとか、計画がようするに準備ができなくなって、業者さんのほうが応じてくれないのか、応じてくれないのであれば、なぜその業者さんに入札をしてもらうときのタイミングというのをなぜそんなに遅れてしまうのかということをしっかり検討していかなければ、どんどん事業自体が遅くなって、せっかく国やいろんなところからの補助金が出るようになっておっても、結局入札不調ということだけで、片づけられているような気がするんですが、そのこのところどのようにお考えですか。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

入札不調になる理由はいろいろございます。県・国からの大きな発注とか、大量の発注が出て先にそちらを取るといようなこともあります。タイミングもあるとは思いますが。それと、作業員が少ない、作業員がいないとか、技術者が不足しているといような業界の形もあっております。

災害復旧事業につきましては、今年からなんですけど、入札に来た場合、全部辞退されるようなこともありますけれども、1社だけ手を挙げられても、やっぱりそれも入札不調になります。今年、県の指針とかも参考にしまして、災害復旧事業のみ1社だけの応札でもすぐ金額に、予定価格内に入っていればそこと契約するような手続を取っております。

今年9月だったと思いますが、そこでも1社だけ手を挙げていただいたところがありましたので、すぐ取りかかっていたいただけるというそういう工夫も一応してはおりますし、業者さんのほうには手が空いているのかという、こういう発注についてできるのかというような情報交換、交換というもおかしいですけども、情報も仕入れながら、なるべく入札不調を出さないような取組も今はやっております。

なかなか本山町内の業者さんも、堰堤とか、大きな事業をやっておりますので、なかなか町のほうを取っていただけないということで、町外業者などにも入札の指名をしてやっております。いろんな手だてをしておりますけれども、本当に苦慮しておるところです。できることは、できるだけのことをやっておりますし、またできることがあれば取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか、総括質疑。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）道路維持管理についてちょっと質問いたしたいと思います。今回の補正でも、例えば、道路の補修等については、松島用地のところだけということだったんですが、町道で穴が空いて、なかなか走りづらいところとか、ひび割れているところ、それから段差ができていたりとかいろいろあります。

この補修していくのに、一度には多分なかなか経費もかかるので、社会資本整備費のほうでなかなか取ってこれないところがあると思いますが、やはりこういったことは計画的にやはりやらないとなかなか直らない。

住民の方も凸凹の道をよけながら行っているところもありますし、ゆっくり走るというように感じで対処はしていますけれども、やはり道路のあるべき維持管理としては、やはり平らな、あと道路が崩壊しないようにしていただきたいという要望がたくさんあると思いますが、そういった道路維持管理について、どのように考えているのか、お金がないからということではなくて、やはり計画的にやはり整備していかないといけないのではないかと思いますので、その辺の道路維持管理についての町の考え方をちょっと答弁願いたいと思います。

それと、今、行川地区のほうでは、国直轄で砂防堰堤が来年度から本格工事になるわけですが、やはり道路が既に補修が必要などころがたくさん散見されてきています。この辺については、業者がその期間が維持管理をするということになっていると聞いているんですけども、その辺はどういうふうな取決めをされているのか、特に町道の、私のところから前のショウボウ道の町道があるんですが、コンクリでやっているところが物すごくもうひび割れているわけですね、仮設及び工事用の道路ということで、この本年度3月に工事が終わるわけですが、あと、アスファルトのところはほとんど痛みがないわけですが、昔、手造りというか、道造りでやっているコンクリのところはひび割れがひどいわけです。復旧するに当たって、今の状況を見ると、コンクリではなくて、舗装のほうがやはり維持管理上というか、長もちするのかなということを感じていますが、そういった復旧の手だてというか、道路の補修に関して、業者とはどのように取決めをされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）道路の補修についてですけれども、簡易なものであれば、当然、補修材で補修を進めているところであります。舗装とかが必要になっている、例えば、段差ができてしまったりとか、そういうものにつきまして各地区から要望が出てきていますので、それについてはストックしておいて、予算的には年間2か所程度、舗装をということで、昨年度だったと思いますが、それから、補修ができる予算を頂いていますので、順番に進めていっているというところではあります。

緊急に対応しなければならないところについては、補正できる、予算追加でいけるとこ

ろは予算を頂いて直していくというような形を取ってきています。

それと、言われております国発注工事の町道等についての工事区間になっているところですが、特に堰堤の工事をやっておりますが、その工事区間の道路につきましては、北山東とか、行川のほうですが、地元の方からも道がちょっと荒れているというような要望といいますか、お尋ねが町のほうへいただきますので、それに基づいて砂防事務所のほうへお話をし、道が傷んでいるので補修をしていただきたいというふうをお願いをしているところです。

今までも、何度か補修をしていただいております。すみません、取決めというをちょっと……

（「だから、そういうことです」の声あり）ですから、道が今までも工事の最中に補修をしていますけれども、また悪くなったところが出たら、本来なら、私たちが気づかなければいけないかもしれませんが、地元の方からここがこうなっているよというのを言ってきてくださいますので、それをもって砂防事務所のほうをお願いをして、補修をしてもらうというような流れはできてはおります。

また、そういう場所がありましたら教えていただければ非常にありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）町道の維持管理についてですけれども、やはり町の責任として、町道のほうはやっぱり管理をしていかなければいけないのは当然のことでありまして、やはり傷みの激しいところにつきましては、予算も確保しながら計画的にやっぱり直していきたいというふうに考えております。

現在、集落支援員を配置して、日々、道路のパトロールもやっていただいておりますので、やはりパトロールすることで、道路の排水の詰まりであるとかを早め早めにそういう解消をしていくことで、道路の傷みを抑えていけますし、それから、穴の空く、凸凹におきましても、早め早めの修繕をすることによって、やはり経費も抑えていけると考えておりますので、そういう対応をやっぱりしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）同じく、道路関係というか、災害のことでちょっとお聞きしますが、先ほど来から地元の要望もあって聞いておるといふことですが、地元的でちょっと恐縮ですが、台風14号の災害も何か所かでまだ復旧も、復旧というか危ないところできていないところがあると思うのですが、実は上谷線の入り口なんかも地元の人もいつも心配して、崩れそうですがといふことで、この間の役員会でも話があったのですが、区長さんの報告では、町が災害でできるけれども、ちょっと地権者の問題もあってといふことで報告

を受けたんですが、そのやっぱり地権者の方の交渉もあったし、丁寧に交渉をしておると思うのですが、やはりもう地権者が了承できたらできるという話を聞いたんです。やっぱり今地権者に了解を得て、早く工事ができるようにやってもらわないと、本当、地元の人が心配をして、毎日心配をしておりますが、次の雨が降ったら下へ落ちてしまいはいせんのかという話も聞きます。

それとか、結構台風14号では、倒木がいろいろ各地でありまして、沈下橋の上の、県道の上の電線に大きな木がかぶさっております。それは僕も見に行ったんですが、本当に太い木がかぶさっておるし、電力の関係かと思うんですが、ひょっとしたら町の光ケーブルが下を通っているかもしれません。そういう本当に大きな木がね、電線にかぶさっておって、あれはもうじき線が切れるぞという地元の人も言うておりましたが、そういうところもぜひ見てもらって、対処できるところは早急にやってもらいたいと思います。

それから、古田線に倒木で通行止めがありまして、撤去、支障になる木は撤去したと思うんですが、まだ何本か覆いかぶさってきている、それをついでにどうして切ってくれんのかという要望がありましたが、やっぱり次の風が来たら折れるおそれもあるので、そういうときもまとめてそういうことができないのかお聞きします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）上谷線のことですけれども、なかなか工事をしなければいけない場所の地主さんが、もう「うん」と言わないということで、進んでおりません。こちらから言うのもあれなんです、よければ地元のほうでも説得をしていただければ非常にありがたいです。地元のためという話にもなりますので、できたらお力添えをいただければと思います。なかなか私たちの話ではちょっと難しいというところです。

さっきそういうふうにご相談をしたらよかったと今思ったところですが、すみません。

あと、県道の倒木につきましては、ちょっとお話がありまして、県のほうへ話をしております。その電柱の絡みがあって、ちょっとすぐにのけられない部分もあると聞いていますけれども、のける場所についてはのける作業をするというふう聞いています。

古田線ですが、基本、町道へ落ちてきたものとか、通行人の妨げになるものについては、基本、町のほうで撤去しますが、土地の中で倒れている分は地主さんが基本ですので、地主さんのほうにもお願いをするということを進めていくという、やっていただけるようお願いするということです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）道路沿いの支障物の撤去なんです、森林環境税を原資とした地区からの申入れによって、森林組合等に委託して切る事業があります。その有効利用を図って、古田線というのはすごく薄暗いような状態で、兩岸が杉の木に覆われている状態でそういうふうなことが発生しています。ぜひ、地元の方も地権者の了解を地元で

取っていただいて、積極的にそういう事業を活用していただいて、僕もすぐ大石なんかもやっていますけれども、やっぱり道路明るい状態でいけば舗装の傷みも少ないとかいうことありますので、そういうことも事業も利用しながら、町に頼るだけではなくて、地元の方のできる事業もありますので、ぜひ活用お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）これは、答弁はいいんですけども、今、道路の関係で皆さんお話をしてくれているんですが、実は、2か月ぐらい前からちょっと水が漏れているところが何か所か町内にあります。そのことで、一応、職員の人に来ていただいたんですね、1か所は。もう1か所は、ちょっと以前、直していただいていたんですけども、またそれがすごい漏れて、これから冬になって凍るので、どうしたらいいかということで町のほうにも相談に行きました。本来なら、担当に行って話すべきですけども、そういうことで何回か行ったんですが、何の返事もないです。どうしたらいいか、こうしたらいいかということがね。住民の方も何回か私のところにも来て言われたんですけども、私も、担当のほうに行ってお話をするけれども、その後、何の返事もない、そう言いながら冬が来てしまったということなんです。

やっぱり、住民とか、住民が言えなかったらやっぱり議員の方に多分皆さん言われると思うんです。それで一応、担当のところに行ってお話をするんですけども、そんな場合って、やはり何かの返事をいただかないと、どうなっているんだろうと、住民の方に何回も言われますけれども、返事がない。そういうことをこれからちょっと行政のほうも対応もうちょっとよくしていただかないと、本当に困っておりますので、ぜひ、何か、住民なり、相談に行ったときにはできなかつたら、もうできないと、こうこう時間がかかってこうなるからこうというものを返事はしていただかないといけないと思いますので、今後、よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）いろんなご相談があります。町でできること、それからできないこともありますので、そこはご理解をお願いをしなければならぬと、水が湧いているときには、場合によって水利組合の管理の場合もあるかもしれませんし、水道が割れている場合もあるかもしれません。そういった原因によってはできること、できないこと、地元でやってもらわなくてはならないこと、様々あると思いますけれども、ただ、相談を受けたことについて、どうなっているかを報告をしていないということは、これは駄目ですので、できること、できないことも含めまして返事をするということについては、今後、徹底していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

実は、この水道の関係というのは、水というのは、なかなか地元でできるというケースとできないケースがありますので、やはりこの間来ていただいたときには、地元で4月に手づくりという事業がありますよね。それで何とかしようかなというお話もちよっと今しているところなんですけれども、やっぱりもちろん町長が言ったみたいに、地区でできない、大きい事業なんかはできないので、けれどもやっぱりみんな困って相談に行っているんです、これから先にはちゃんともうお話をいただけたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）水道に限って言えば、管理区分がありますので、町が直すもの、それから利用者が直してもらうものという管理区分がありますので、それに基づいた取扱いをしていかなくてはならないと。それから、手づくりなんかを活用して、地元の協力を得てやっていただけること、非常にありがたいと思いますので、ぜひ、そういった事業も活用お願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町の水道やったら手づくりはできんと。それははっきりしておかないと、町長、答弁。

○町長（澤田和廣君）水道の本管とか、分岐からとか、メーターからということで管理区分がございますので、メーターから家庭内は利用者の方に直してもらうと、メーターまでは水道が直すということになっております。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）分かりました。実は、町長言ったみたいに、もちろん区分はありますけれども、ここでも特定で言うてどうかと思いますけれども、以前に直していただいたんですよね、役場の行政の方に。場所を言いますと、寺坂坂の天理教の前側のところを前はあそこがずっと坂になっていて、水が漏れるので直してくださいねと言って、直っていたんですけれども、何か月前からまた漏れて漏れて困っています。それを一度、私も役場のほうへ行って、何か言ったんですけれども、何の返事もないので、それで質問させていただいたことです。

○議長（岩本誠生君）今、町長が言われたことはよくそれは法的には分かりますけれども、今、質問者の場合は、町の水道からということであれば、それは町がやらなならん。だから、手づくりでやるという話はそれはちょっとまたおかしい、町が責任持ってやりますという、やっぱりことは町は示すべきだと思いますよ。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）手づくりは一般論でございました。すみません。水道管を逆に町が管理している部分について、住民の方が触ることが実は駄目ですので、町が管理している部分については、水道は町が維持管理しております。手づくりというのは一般論で、その生活道とか、いろんなものがあると、手すりを造ったりとか、いろいろありますけれども、そういったことでご協力できることについてはぜひよろしくお願いしたいと思います。

なお、今、水が出ているところ、試薬で検査すれば、水道なのか、水路なのか、いろいろ分かりますので、担当課のほうで調査をするようにします。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）夏場にプールの監視員の人なんか……

○議長（岩本誠生君）管理人。

○8番（大石教政君）プールの監視員。

○議長（岩本誠生君）補正予算に関してですよ。補正予算に関してです。

○8番（大石教政君）補正の中にもプールが出てきている。

○議長（岩本誠生君）ないない。補正にプールの監視員のことは載っていない。

○8番（大石教政君）載っている。

○議長（岩本誠生君）どこに。

○8番（大石教政君）載っているよ。

○議長（岩本誠生君）減額のやつやろ。減額は載っている。できなくて落としたという話は載っている。総括的に。

○8番（大石教政君）総括的に、非常にやっぱり子どもの教育、特に本町なんかの場合は、夏場プール、市内とかだと温水プールとかって年中使えるんですけども、やっぱり本町の場合は夏場のやっぱり水泳というか、運動、非常に大事だと思われるので、やはり監視員とか、確保して、やっぱり教育的にも非常に伸び盛りの子がやっぱり水泳運動しないといけない、非常に大事なことだと思われま。

また、汗美川においては、他町の子どもが遊び方、泳げるけれども、本町の子どもはあそこはプールではないので泳げないとかいうふうにも聞いておりますが、その確認とそれとアウトドアビレッジというか、モンベルのところに天体観測のところに浄化槽の排気口があって、時期等によると非常に臭いが、浄化槽の臭いがしてくるので、これも早急にやはりファンか何かでどこかに寄せるか、ちょっと囲って上に出すかとか、観光客の人なんかもやっぱり快適に来てもらうためにも、非常に大事ではないかと思うので、予算的にもそれほどかからないと思われるので、早急な対応が必要ではないかと思われま。

○議長（岩本誠生君）ということですので。

○8番（大石教政君）あと、支援員の方も2名入っておりますが、やはり全集落を見守りとか、支援していくという、非常に時間、労力もかかると思われまので、今現在やられている草刈りと、今のやってくれているようなことはやっぱりやってもらって、余った時間をいるんなところに回すようにしないと、草刈りといろいろ引き受けて、やってもらうと、その間、ほか動けんようになる心配もあるんじゃないかと思われまますが、お伺いしま。

○議長（岩本誠生君）総括ですので、本当に総括です。

そういうことで答弁を求めま。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）お答えします。

夏場の体力向上に向けてのプールの活用につきましては、議員おっしゃられたとおりだと思います。監視員の確保につきましては、安全が第一でございますので、監視員につきましては、確保して、今後、指定をした場所につきましては、そういう対応をしていきたいと思っておりますし、やはり天候なんかもございますので、雷鳴るときとか、そういったときには、その日は休んだりとか、そういった対応はこれまでのどおりの対応で、続けていくようにしたいというふうに考えております。

お話のありました川での遊泳でございますが、本山町では、指定管理の川はございません。ですから、汗美川で泳げないというのは私は聞いたことはございませんが、汗美川で泳ぐ場合には家庭における利用の形態になるというふうに考えております。小さな子どもの場合、たまに清流館なんかへ行きますと、その下では、本山町の家族連れで利用もございますので、そういった利用がされているのかなというふうに思います。

高校生、あるいは大学生等、大きくなってくると、それぞれ友人と遊泳を楽しむと、川で遊ぶといった形態の夏場の行動が見られるのかなというふうに思っておりますが、自然の河川でございますので、夏場には遊泳に関する注意事項なんかを学校、あるいは警察等からチラシでお返しをさせていただいているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）集落支援員のご質問がありました。集落支援員が管理するところは基本的に危険を除去するための草刈りであるとか、暗渠をのけるとかいうところが基本で、公助的な草刈りを作業のメニューには含んでおりません。それは地元の方なり、委託料で処理するということになっているので、そういう意味では町内を巡視することがパトロールと高齢者の見守りとなっておりますので、その辺よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）アウトドアビレッジ本山天体観測施設について、その浄化槽の臭いのことですが、これまでに何度か確認作業を行っております。臭わないときもあります。できるだけ経費のかからない方法で今検討しているところで、これから検討しながら、一番、修繕費が一番かからない方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに答弁漏れないかね。

また、新しいやつ。

○8番（大石教政君）そうそう。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）あと、歩道橋等、古い橋とか撤去した場合に、ちょっと近場の住宅なんかにもひび割れとか、家屋等の被害等が出て、協議等をされておるとも思われま



すが、できるだけ早く、早急に解決に向けた取組が必要ではないかと思われませんがお伺いします。

○議長（岩本誠生君）それは具体的ななのがあるわけですか。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）先ほど質問ありました件につきましては、現在、調査をしておりますので、調査後、速やかに結果に基づいて補償等もしていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。

ないと思いますので、総括質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第98号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第9号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第98号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第9号）原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第98号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上、昼食となりましたので、昼食、1時まで休憩します。

休憩 11：59

再開 13：00

~~~~~

日程第19．議案第99号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第99号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようでありますので、歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。補正予算に関して総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようでありますので、総括質疑を終結します。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第99号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第99号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第99号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第20. 議案第100号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(岩本誠生君) 日程第20、議案第100号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長(川村勝彦君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これから逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。総括質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第100号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第100号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第100号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第21． 議案第101号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生君） 日程第21、議案第101号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を許します。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

次に、歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないので、逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 通所リハビリとかデイとか、やっぱり送迎とかのある事業なので、来て健康になって、リハビリになって帰る、その前後の交通安全とかの迎えにいつて送っていくという、非常に年末にもかかってくるので安全対策が重要と思われるので、通所リハビリとか受けて、迎えにいつてやっぱり帰るときも十分交通安全の安全指導はやっておるとも思われますが、人手の少ない中とも思われますので、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君） 大石教政議員のご質問にお答えをいたします。

通所リハビリテーションでは、月1回、スタッフと病院の院長を含めて、保健センターの職員が運営委員会の実施をしております。その会議等でも、常日頃から交通安全については特に、大石議員も言われましたように送迎を伴うものでありますので、その件につきましては、常日頃から徹底するように話をしております。

また、もう冬場にもなりましたので、タイヤ等の交換もいたしておりますし、常日頃か

ら安全対策には徹底をいたしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○8番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第101号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第101号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第101号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第22. 議案第102号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生君）日程第22、議案第102号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

次、歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。逐条質疑を終結します。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。総括質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第102号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を

行います。

この表決は起立によって行います。

議案第102号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第102号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第23. 議案第103号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（岩本誠生君） 日程第23、議案第103号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

補足説明を許します。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

第2条資本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） はい。

支出に移ります。支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

これより総括質疑を行います。総括質疑の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第103号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第103号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第103号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第24. 認定第2号 令和3年度本山町歳入歳出決算の認定について

○議長（岩本誠生君）日程第24、認定第2号 令和3年度本山町歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

認定第2号 令和3年度本山町歳入歳出決算の認定については、本定例会の初日の12月6日に提案され、特別委員会に付託し審査をお願いしてきたところであります。

委員長より、審査が終わった旨の報告が議長のところにきておりますので、報告を求めます。

令和4年度決算審査特別委員長、7番、中山百合さん。

○決算審査特別委員長（中山百合君）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生君）決算審査特別委員長より報告がありました。

認定第2号 令和3年度本山町歳入歳出決算の認定については、ただいま特別委員会で審査をした旨報告がありました。この件については、特別委員会で審査をいたしておりますので質疑を省略し、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

まず、討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）討論の申出なしと認めます。

認定第2号 令和3年度本山町歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

認定第2号 令和3年度本山町歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立であります。

したがって、認定第2号 令和3年度本山町歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することと決定をいたしました。

~~~~~

日程第25．議案第105号 財産の取得の変更について

○議長（岩本誠生君）日程第25、議案第105号 財産の取得の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第105号 財産の取得の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第105号 財産の取得の変更について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第105号 財産の取得の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第26. 同意第7号 本山町教育委員会委員の任命について

○議長(岩本誠生君) 日程第26、同意第7号 本山町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を許します。

町長、澤田和廣君。

○町長(澤田和廣君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

同意第7号 本山町教育委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第7号 本山町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第7号 本山町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第27. 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(岩本誠生君) 日程第27、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

補足説明はありますか。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

ここで、意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 13:50

再開 13:50

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第28．発議第8号 子どものための保育士配置基準の引上げによる保育士増員を  
求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）日程第28、発議第8号 子どものための保育士配置基準の引上げによる保育士増員を求める意見書（案）を議題といたします。

ちょっと待ってください。発議案、まだ配っていないみたいですから、暫時休憩します。

休憩 13:51

再開 13:53

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第8号の子どものための保育士配置基準の引上げによる保育士増員を求める意見書（案）を議題といたします。

発議者に提案並びに提案理由の説明を求めます。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で提案並びに提案理由の説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、上地信男君。



○6番（上地信男君）昨年、ちょうど1年ぐらい前じゃなかったかと思いますが、ほぼ同様な内容の意見書が提出されておりました。

その中で、保育士の配置基準、保育所はゼロ歳から5歳児までおられます。ゼロ歳が3対1、3人の子どもさんに対して1人の保育士、順に1歳と2歳は6対1、それから3歳が20対1、そして4歳児が30対1、年長の5歳児が同じく30対1、そして義務教育の場で22.7というような例も挙げてのお話だったと思います。

それで、以前、ちょうど私、字句の訂正もあって、休憩中に申し上げた部分がありました。それは、ちょうどコロナ禍で感染予防とか、そういうようなものに物すごく保育所での保育士の業務が多いんだというような意味合いにも取れるような内容だったというようなことを若干休憩中に申し上げました。そして会議を再開されて、それを同僚の議員が一部加えて採択しない、不採択の討論となったようなことが主な内容だったと記憶いたしております。

私なりに考えてみますと、やはり単なるそういうふうな事態だけではなく、純粋に健全な子どもの育成、そういうふうなものを加味しての、これは意見書じゃないかと思っております。コロナ禍だけで感染予防で保育士が足りないような趣旨ではない、今申し上げたような健全育成、そういうふうな意味で要望するというような内容でございましょうか、確認をいたします。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）上地議員の質問にお答えをいたします。

議員言われたように、コロナの対応だけでということではございません。ただ、コロナの下でそうした人数の少なさが浮き彫りになったという意味でございまして、この意見書の趣旨は、やはり絶対数が足りない、と申し上げましたように、70年以上変わっていない。これは1948年、上地議員がおっしゃいましたけれども、1948年の制定当初はゼロ歳と1歳が10対1、2歳から5歳までが30対1と、30児に1人ということでしたが、その間、1964年、1967年と順々に改定をされて、先ほど上地議員が言われた人数の設置基準まで改善をされてきたところですが、4、5歳児については一度も改定がないということをもって、もちろんほかの基準もそれほど現場の実態から見れば足りているとは思いませんけれども、ここで特に強調したいのは70年変わっていないところを特に強調させてもらって、絶対的不足数を国の配置基準の改定で補っていただきたい、変えていただきたい、そういう意味でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ありがとうございました。

そういう内容であれば、一呼吸置いて、私なりに考えてみたいと思います。

一つは、過去の事例として、保育所に入所できない事例がかなり全国的に叫ばれました。関東のとある県でございまして。そのときに、待機児童ゼロということで保育所を増設し、

特例を設けてやったときに、保育士が確保できない事例もございました。そのとき、看護師等を経過措置で保育業務に当たるような措置も講じた事例もあろうかと思えます。

このことをやることによって、現場で保育士が足りないとか、確保が難しい、そういうふうなことがないように体制などを整えるというような意味にも配慮していただきたいと強く要望しておきます。

特に答弁は要りません。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

もし、賛成者のほうで答弁してもらえれば。

（「賛成理由は・・・」の声あり）

（「まだ質疑じゃないですか」の声あり）質疑です、質疑ですよ。

（「質疑です」の声あり）質疑のほうですから。賛成者で質疑の……

（「まだ反対というほうの……」の声あり）

（「質疑です、討論じゃないよ」の声あり）討論じゃないですよ、討論じゃない、質疑です。

答弁は要らんということですけども、もし答弁があればということなんですけれども、なければ、はい。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）討論です。

討論じゃないです、質疑です。

○9番（吉川裕三君）それなら、質疑はないです。

○議長（岩本誠生君）質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでしたら、質疑を終結します。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）私たちが属しているのは本山町議会でございます。

それでは、翻ってみて本山保育所の場合、十二分に保育士は確保されて、この国の配置基準以上の確保をされていると私は考えております。ですから、本山町議会、足元の本山保育所が十分保育士の配置基準以上の人員配置をしているのに、これを国なりに本山町議会として出す意味があるのでしょうか。

私は、ですから、本山町議会として保育士の増員を求める意見書は出す必要がないのではないかと思ひまして、反対します。

○議長（岩本誠生君）先ほど反対討論がありましたが、賛成討論の方。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）これは本山町に対する要求ではないわけで全国的な基準のもので、現在、昔の70年前というのは施設が少なく、保育士とか、見る人が少ないということでこの基準になっていたと思うんですけども、現在はやはり保育するに当たって人数が少ないと保育の安全性が保てないとか、それから職員側としては働き方改革もあると思ひ

ます。

ここの2項目めに、公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ることということも  
ありますので、私としてはこの意見書に賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに賛成、反対討論はありませんか。

（「議長、少し聞いてよろしいでしょうか」の声あり）討論ですよ。

（「討論じゃなくて、少しお尋ねしたいことがあります。もう発言権はないんですか、提案  
者には」の声あり）提案者ですから。

（「賛成か反対かっていう」の声あり）討論。

（「そうなんですけれども、誤解が、そうしたら、私の提案の・・・て」の声あり）

暫時休憩します。

休憩 14:07

再開 14:07

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論の申出はありませんか。反対討論。

（「なし」の声あり）なしということで、では、討論を終結します。

この案件については、反対、賛成の討論がありましたので、起立によって表決をするこ  
とにいたしたいと思います。

お諮りします。発議第8号 子どものための保育士配置基準の引上げによる保育士増員  
を求める意見書（案）について、提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

したがって、発議第8号 子どものための保育士配置基準の引上げによる保育士増員を求  
める意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先等については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第29．発議第9号 介護保険制度の改善を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）日程第29、発議第9号 介護保険制度の改善を求める意見書（案）
を議題といたします。

発議者に提案並びに提案理由の説明を求めます。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で提案並びに提案理由の説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）今、介護現場とか、非常に人手不足が続いておると思います。やっぱり働く人も疲弊してきておるし、高齢化も進んでおり、人手不足で勤務がきつくなるとなかなか若い人も定着が悪くなってくると思われま。やはり人手不足とかくると、介護とかサービスを受ける人もなかなか受けられなくなる、介護難民なんかの人も増えてくると思われるので、やはり今の介護保険制度を続けていけるように十分な支援とかが今、非常に急がれると思います。これは非常に大事なことだと思われま。

○議長（岩本誠生君）質疑ですよ。

○8番（大石教政君）質疑……

○議長（岩本誠生君）質疑ですよ。何かこの案に対する質疑があればということですから。

○8番（大石教政君）はい。この……

○議長（岩本誠生君）いや、なければいいんですよ。

○8番（大石教政君）待って、はい。もう討論……

○議長（岩本誠生君）ないですか。

○8番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ないですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めま。

お諮りしま。発議第9号 介護保険制度の改善を求める意見書（案）は、原案のとおり提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めま。

したがって、発議第9号 介護保険制度の改善を求める意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしま。

なお、提出先については、議長に一任願いま。

~~~~~

### 日程第30．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたしま。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありません。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第31. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長(岩本誠生君) 日程第31、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件に係る通知及び閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されています。あわせて、各常任委員長及び特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、本件については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長(岩本誠生君) これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じたいと思いますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、澤田和廣君。

○町長(澤田和廣君) 議会12月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、本議会に提出しました条例議案17件、令和4年度一般会計補正予算など予算議案6件、令和3年度本山町歳入歳出決算の認定1件、その他議案2件、人事案件が2件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問で皆様からご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言などもいただきました。すぐに取り組めることは取り組んでまいりたいと考えております。また、課題もたくさんご

ございますが、今後、職員と共に、一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。

昨年の12月16日に町長に就任しまして1年が経過しました。一般質問の際にも申し上げましたけれども、この1年は、私の人生にとって2年にも3年にも感じられる1年でした。行政運営に当たりまして、何かと不十分な点が多々あったと存じますが、議員の皆様にはご支援を賜り、誠にありがとうございました。今後とも引き続き、職員共々ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

さて、今年も残すところ2週間余りとなりました。今議会の一般質問でも多くの議員の皆様からご質問を受けましたが、物価の高騰が町民の皆様の生活や産業にも大きな影響を与えております。年末を控えまして、そのことに思いを寄せ、これからの行政運営に当たっていきいたいというふうに考えております。

また、新型コロナウイルス感染症も増加傾向にありまして、予断を許さない状況であります。町民の皆様、そして議員の皆様とご一緒に元気で明るい新年が迎えられることをご祈念を申し上げまして、言葉は足りませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。

長期間にわたりまして熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方の議事進行に関しますご協力によりまして、本議会も無事終了することができました。厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。いろいろと不手際もありましたのを、それもお叱りもなくお付き合いをいただきまして、ありがとうございます。

先ほど町長から話もございましたように、非常に厳しい年末をまた迎えようとしております。一緒に打ち上げをやって、共に日頃の憂さを晴らしたい、そしてまた忘年会もやりたいということもありましたが、ここ数年、そういう機会にもなかなかコロナの関係で接することもできません。しかし、これを何とかまた乗り越えて、よき年を迎えなければならないというふうに思っているところであります。

町長から話もありましたように、澤田町政1年を経過し、これからますます進化を問われることになるわけです。1年は意外と大目に見てもらったというところもあったと思います。しかし、2年、3年はなお一層皆さんからの注目も高まってこようかと思えますので、町長も健康に留意されて、より一層町政発展のためにご努力をいただきたいと思えます。我々議会のメンバーも、この1年大変お疲れさまでございました。どうか健康に留意されまして、新しいよき新年を迎えていただきたいというふうに思えます。

来年はうさぎ年でありますので、まさに飛躍の年だと私は思っております。議会、執行部、共に手を携えて、本山町発展のために飛躍の年にいたしたいというふうに思うところでございます。本当にお疲れさまでございました。

これをもって令和4年第15回本山町議会定例会を閉会をいたします。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

令和4年12月16日

午後 2時22分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員